

# 兵庫県令神田孝平から「民」へのコミュニケーション — 活版社発行の『神戸港新聞』の分析を中心に —

南 森 茂 太

## Abstract

This paper examines letters appearing in the *Kobe Minato Shinbun*, a newspaper published by Kappanshya. This paper shows that the newspaper played a central role in communicating the policies of KANDA Takahira, the governor of Hyogo Prefecture, to the people.

First, I outline the circumstances of local newspapers in the early Meiji period and demonstrate that support from prefectures made the publication of local newspapers possible. Next, I describe the history of the *Kobe Minato Shinbun*, which was published in Hyogo Prefecture from 1872 to 1876. Then, I examine the letters sent to this newspaper during the period of *Kappanshya* and show that the company published articles in line with the administrative policies of KANDA. Through the above discussion, I clarify that the *Kobe Minato Shinbun* was a tool used by KANDA to communicate with the people.

**Keywords:** KANDA Takahira, local newspapers, the *Kobe Minato Shinbun*

---

\* 本研究は、JSPS 科研費18K12752の助成を受けたものである。

\*\* 本稿を執筆する際の資料調査にあたり、京都大学経済学研究科・経済学部図書室、日本新聞博物館、尼崎市立歴史博物館、神戸市立中央図書館に大変お世話になった。記して感謝を申し上げる。

## 1. はじめに

戦前期の地方官は、『牧民官』としての自覚を持ち、「地方経営に臨もうとした」（御厨貴1987, 519）、と指摘されることがある<sup>1</sup>。「牧民」は『管子』の「経言」より出た言葉で<sup>2</sup>、江戸時代にあっても「牧民」を冠した著作物が執筆されてはいるが<sup>3</sup>、明治時代以降の地方官は「牧民」をより強く意識する。というのは、明治天皇（嘉永5年—明治45年〈1852—1912〉）が明治6年（1873）5月20日に地方官に対して、「朕惟フニ、方今国ノ未タ開明セサルニ当テ汝等地方ノ官ニ任シ、人民ヲシテ朕カ意ノ在ル所ヲ信奉セシメントスルヤ、其労働想フヘシ、夫レ善ク斯民ヲ誘導シ、各其所ニ安ンセシムル、固ヨリ是牧民タル者ノ職ニシテ、其任甚重シト云ヘシ」（「人民誘導ノ儀地方官へ勅諭」：傍点は筆者による強調、引用文の原文に句読点がない場合は、筆者が適宜付け加えている。以下、同じ。）、との勅語を発したからであった<sup>4</sup>。

1 戦前期の地方官たちの「牧民官」意識については御厨貴（1987）の他にも、大霞会（1971）、植松忠博（1996）、神崎勝一郎（2009）などを参照のこと。

2 『管子』については遠藤哲夫（1989）を参照のこと。

3 小川和也は、江戸時代に執筆された「牧民」を冠した著作物には、『牧民忠告』、『牧民忠告諺解』、『牧民忠告俚諺鈔』、『和語牧民忠告』、『牧民忠告解』、『牧民忠告解』、『牧民後判』、『牧民後判国字解』、『牧民心鑑』、『牧民心鑑解』、『牧民心鑑訳解』、『牧民要語』、『牧民金鑑』、『牧民総論』、『牧民類聚編』、『牧民評語』、『管子牧民国字解』、『牧民要覧』がある（小川2005, 120）、と指摘する。

4 「牧民」という言葉を用いてはいないが、明治天皇が詔勅を発するよりも以前から、新政府は地方官の役割に「斯民」を「誘導」し、「安ンセシムル」ことを挙げている。具体的には、慶應4年閏4月21日（1868年6月11日）の「政体書」は、「知府事」と「知県事」の役割に「繁育人民、富殖生産、敦教化」を挙げる（「慶應4年第331」）。また明治2年7月27日（1869年9月3日）の「府県奉職規則」は、その冒頭で「民政ハ経国ノ大本最モ至重ノ事トス。謹テ御誓文ノ旨ヲ奉体シ追々ノ御沙汰ヲ確守シ、常ニ下情ヲ詳察シ、教化ヲ広クシ、風俗ヲ敦クシ、以テ万民安堵ニ在リ。総テ下ニ臨、着実ヲ旨トシ、民心不失ヲ緊要トスヘシ」と掲げる（「明治2

「牧民官」意識を持つ地方官は自らを、「『中央』と『地方』の接点に位置する独自の存在」、「『官』ではなく、限りなく『民』に近い存在」（御厨貴1987, 519—20）、と位置づけようとする。そのために彼らは「国民に接しその民意を知ること、ならびに行わんとする政策について国民の協力を得ること」（大霞会1971, 687）、すなわち「民」とのコミュニケーションを重視する。そして、このコミュニケーションの具体的手段のひとつとして、明治初期の地方官は新聞を用いる。そのため、廃藩置県に伴う府県域の再編が終わった明治4年（1871）11月頃から、地方官の支援により地方新聞が創刊されるようになる。兵庫県においても、県令・神田孝平（文政13年—明治31年〈1830—98〉）の支援を受けて、明治5年（1872）5月に、活版社が『神戸港新聞』を創刊した。

『神戸港新聞』が神田の支援によって創刊されたことは、朝日新聞社史編修室（1959）、兵庫県史編纂委員会（1967）などが紹介している。また、宇田川文海（1925）や角田芳昭（1987）は神田が同紙にしばしば寄稿していたとも指摘する<sup>5</sup>。だが、『神戸港新聞』の大部分は散逸しており、現在では京都大学経済学部図書室、日本新聞博物館、尼崎市立歴史博物館、神戸市立中央図書館が一部を所蔵しているのみで、これらには神田の投書は掲載されていない。とはいうものの、上述した回顧などにより、『神戸港新聞』の紙面に神田の考えが投影されている可能性は高い。そこで本稿は、明治6年

---

年第675頁)。さらに明治4年11月27日（1872年1月7日）の「県治条例」は「県内ノ人民ヲ教督、保護」することを「令」、「権令」の職掌と定めた（「明治4年太政官第623（達）」）。

5 『神戸港新聞』の記者であった宇田川文海（嘉永元年—昭和5年〈1848—1930〉）は、神田孝平と同紙とのかかわりについて、「自ら筆を執つて新聞に投書をするばかりか、其問題が緊急を要する事である時は、自身に其投書を持って、県庁の退出がけに社に寄つて『是非明朝の紙上に載せてくれろ』といふやうな風であつた」（宇田川文海1925, 19）、と回顧する。また角田芳昭は、神田が寄稿する際には、「従五位」の位階を「もじり珊瑚庵（三×五=十五）のペンネーム」を用いた（角田芳昭1987, 905）、と述べている。

(1873) 3月から6月にかけて、活版社が発行していた『神戸港新聞』の記事を検討し、神田が同紙を介して「民」とどのようなコミュニケーションを図ろうとしていたのかを明らかにする。具体的には、2節で明治初期における地方新聞の発行状況を概観し、地方において新聞発行が可能になったのかを把握する。続く3節では『神戸港新聞』の沿革を、また4節では活版社が同紙に掲載した投書を検討することで、同紙の論調を浮き彫りにしていく。そして、結びとなる5節では、当該時期の『神戸港新聞』は神田にとってどのような役割を担っていたのかを明確にする。

## 2. 明治初期における地方新聞の発行状況

幕末期になると日本人の手により新聞が発行されるようになるが<sup>6</sup>、慶應4年2月24日(1868年3月17日)に柳河春三(天保3年—明治3年<1832—70>)が創刊した『中外新聞』は日本新聞史上の大きな画期をなす。これ以前の日本人の手による新聞は海外で発行された新聞の翻訳・抄訳記事を掲載するに留まっていたが、『中外新聞』は「オリジナルな国内情報」(佐々木隆1999, 33)を掲載し、また「論説機能」(同上, 36)を有していたからである。これらのことがあってか同紙は、「〔江戸〕市中は更なり、近国にも速に弘まりて、僅に一ヶ月の間既に購求する人千五百名に及へり」(会訳社1868, 2丁:〔 〕は筆者による補足。以下同じ。), と称するほどの好評を博した。

『中外新聞』の成功は江戸に新聞創刊ブームを巻き起こす。だが、これらの編集・発行者の大部分は旧幕府関係者であったため、江戸に進駐していた

6 ジョセフ・ヒコ(浜田寅蔵:天保8年—明治30年<1837—97>)が、岸田吟香(天保4年—明治38年<1833—1905>)と本間潜蔵(清雄:天保14年—大正12年<1843—1923>)との協力により、元治元年(1864)6月に創刊した『新聞誌』は、「日本語による民間新聞の最初」(土屋礼子2018, 12), と位置づけられている。

新政府の統治機関である鎮台府は新聞の論調への警戒を強めていく。このような中で、井上文雄（寛政12年—明治4年〈1800—71〉）と草野御牧（文政元年—明治元年〈1818—68〉）とによる『諷歌新聞』創刊号は新政府を批判する短歌を、福地源一郎（天保12年—明治39年〈1841—1906〉）による『江湖新聞』第16号は新政府を批判する論説を掲載する。この3名はいずれもが発刊後に鎮台府に捕らえられ、『諷歌新聞』はわずか1号で廃刊に、『江湖新聞』は発行禁止処分に追い込まれる<sup>7</sup>。これらのことがあって鎮台府は、慶應4年6月5日（1868年7月24日）に、「官許無之分ハ一切被禁候」（「慶應

表1 慶應4年に江戸で発行された邦字新聞一覧

題号	創刊日	発行号数	発行	編集人
『中外新聞』	2月24日	45号	会訳社	柳河春三（開成所頭取）
『内外新報』	4月10日	50号	海軍会社	橋爪貫一（軍艦役見習）
『公私雑報』	4月27日	14号	公私雑報会社	渡邊一郎（開成所教授職並）、橋爪貫一
『諷歌新聞』	4月	1号		井上文雄（田安家侍医）、草野御牧（会津藩）
『内外新報別集』	4月	2号	海軍会社	橋爪貫一
『中外新聞外篇』	4月	23号	無尽蔵会社	渡邊一郎
『江湖新聞』	閏4月3日	22号	江湖雑報書局	福地源一郎（開成所調役通弁方頭取）
『遠近新聞』	閏4月10日	31号	遠近新聞社	辻理三郎（開成所教授方）、佐澤元太郎（同）
『内外新報前記』	閏4月13日	10号	海軍会社	橋爪貫一
『日々新聞』	閏4月18日	18号	博聞社	安井勘次（海軍役）、鈴藤祐次郎（同）、橋爪貫一
『新聞事略』	閏4月	10号	撤兵会	市川寅次郎（撤兵隊）
『新聞日誌』	閏4月	3号		築州家藩斥候隊一同
『そよふく風』	5月1日	11号	詳知会社	小林鼎助（開成所教授職）、山本常五郎（佐倉藩）、宮田敬之助（淀藩）
『東西新聞』	5月14日	4号	東西新聞会社	林玄助（佐賀藩）、小野春作（高知藩）
『海陸新聞』	5月	8号	新聞誌屋	矢崎準之助（関宿藩）

【出典】東京都『東京市史稿』市街編第49、東京都・稲田雅洋『自由民権の文化史——新しい政治文化の誕生——』筑摩書房、2000年・鈴木雄雅『日本初期新聞全集』別巻（索引・年表・解題集）、ペリかん社、2000年、より筆者作成。

7 新政府軍が江戸に進駐してきた時期に発生した筆禍事件、およびその処分については、稲田雅洋（2000）、を参照のこと。

4年6月町触)], と通達する。その結果、江戸で発行されていた新聞の大部分は発行禁止、もしくは廃刊へと追い込まれた(表1参照)。

江戸で上述の「町触」が出された直後に、京都においても太政官が、「近日新聞紙類頻ニ刊行、人心を惑シ候不少」(「慶應4年第451」), との理由で新聞発刊を官許制とする。新政府が新聞への規制を強化していったのは、「佐幕派的な公議輿論の形成」(佐々木隆1999, 37-38)を警戒していたからである。他方、新政府がこのような警戒心を抱いたのは、新聞は「官」から「民」へのコミュニケーション手段として有効であることを認めていたからでもある<sup>8</sup>。そのため、本州での内戦が終結すると、明治政府は新聞発行を促す政策へと転じ、明治2年2月8日(1869年3月20日)には、「新聞紙出版」を許可し、「学校」がこれを「取締」まる(「明治2年第135(沙)」), と通達した。

この通達により東京府下では、明治2年3月7日(1869年4月18日)に『中外新聞』が『官准中外新聞』, 3月18日(4月29日)に『遠近新聞』が『官許遠近新聞』, 4月6日(5月17日)に『内外新報』が『官准内外新報』として復刊を果たす。また3月17日(4月28日)に『博問新報』が創刊されたのを皮切りとして、同年5月までに計8紙が創刊されている。これらを見ると東京府下には新聞創刊ブームが再び訪れたようにもみえるが、その大半は数か月で廃刊に追い込まれている。翌年まで発行を続けたのは『官准中外新聞』のみで、同紙もまた明治3年2月20日(1870年3月21日)に柳河春三が

8 新政府の意図は『太政官日誌』発行の経緯からも伺い知ることができる。慶應4年2月20日(1868年3月13日)に同紙を創刊した目的は、「外国公使参内問題に関し政府の外交方針を広く示す」ためであり(宮地正人1994, 119), また「新政府内部」に「今も根強くある攘夷感情」を「一掃」するためでもあった(奈倉哲三2008, 111)。その後、3月になると、『太政官日誌』は「行政公報」, 「議事公報」, 「軍事公報」の「3つの機能を混合」した「政府官報」の色彩を帯びてくる(山口順子2011, 8)。そして、4月5日(4月27日)には太政官がその発行目的を「上下貴賤トナク御政道筋ヲ敬承セシメ」るためのものと明確に位置づけ、同紙を「遐邑邊陲末々ニ至ル迄不洩様ニ相達」するようにと命じた(「慶應4年第217」)。

没したため、2月12日（3月13日）の第41号で廃刊となる。その結果、東京は「民」が発行する新聞<sup>9</sup>の空白地帯となった（表2参照）。

表2 明治2年に東京で発行された邦字新聞一覧

題号	創刊日	廃刊日	発行 号数	編集・発行	備考
『官准中外新聞』	明治2年 3月7日	明治3年 2月12日	41	柳河春三	『中外新聞』の復刊
『官許博問新報』	明治2年 3月17日	明治2年 3月28日	2	山本常五郎、川口雄蔵	
『官許遠近新聞』	明治2年 3月18日	明治2年 6月15日	9	辻新次郎、後藤謙吉	『遠近新聞』の復刊
『官許明治新聞』	明治2年 3月19日	明治2年 8月19日	20	柴田壯之助	
『官許六合新聞』	明治2年 3月20日	明治2年 4月7日	7	清水卯三郎	
『官許新聞天理可楽佈』	明治2年 4月5日	明治2年 4月28日	3	小笹謙太郎	
『官准内外新報』	明治2年 4月6日	明治2年 5月29日	13	館霞外	『内外新法』の復刊
『官許開知新報』	明治2年 4月29日	明治2年 5月15日	2	橋爪貫一	
『官許都鄙新聞』	明治2年 4月	明治2年 5月	2	不明	
『官許風のたより』	明治2年 5月	明治2年 5月	1	不明	

【出典】鈴木雄雅『日本初期新聞全集』別巻（索引・年表・解題集），ベリかん社，2000年，より筆者作成。

「民」による新聞発行が下火になった理由について稲田雅洋は、「新聞の刊行が許されたとはいえ、免許制である上に、編集人あるいは出版人を明記

9 『官准中外新聞』が廃刊された明治3年2月12日（1870年3月13日）の時点で、東京において発行されていた新聞は、『太政官日誌』（慶應4年2月23日〈1868年3月16日〉創刊）、『東京府日誌』（同年8月創刊）、『開拓使日誌』（明治2年〈1869〉8月創刊、京都でも発行）、『集議院日誌』（同年9月創刊）、『外務省日誌』（明治3年〈1870〉1月創刊）で、いずれもが官庁による機関紙である（鈴木雄雅2000，88-95）。この後も、明治3年7月20日（1870年8月16日）には『官板海外新聞』が、明治4年（1871）4月には『大平海新報』が創刊されるも、前者は大学南校、後者は大学東校という官立高等教育機関が発行主体であった。

しなければならなかったほか、内容上でも規制があったから」(稲田雅洋2000, 82), と政府による規制を挙げる。また佐々木隆は, 「動乱の収まった今, 多紙併立を可能とするほどの需要はなかったらしい」(佐々木隆1999, 41), と社会状況の変化を指摘する。これらの外部的な要因のみならず, 当時の新聞経営は内部的にも問題を抱えている。というのは, 売り上げの大部分を購読料に依存するような状況であったにもかかわらず, 発行地を超えた購読者の獲得を見込むことができず, 部数が伸び悩んだからであった。

「民」による新聞発行不振を打破するきっかけとなったのが, 明治3年12月8日(1871年1月28日)創刊の『横浜毎日新聞』である。同紙の画期的役割としてしばしば指摘されるのは, 「日刊をめざした」(稲田雅洋2000, 83), 「判型を洋紙一枚刷にした」(同上, 84), 「鉛活字を採用した」(同上, 84), などの点である。これらに加えて, 同紙は次の2点で後続の新聞に大きな影響を与える。第1に, 「民」が新聞を発行するものの, その創立に「官」がかかわることである<sup>10</sup>。『横浜毎日新聞』の場合, 民営の横浜活版社が発行するも, 同社は神奈川県知事の井関盛良(天保4年—明治23年<1833—90>)が「有力な横浜商人たちに呼びかけて資金を出」させたことで設立される(甘利璋八1993, 7)。第2に, 購読料のみならず, 広告収入を得ようとして, その料金を明示したことである。『横浜毎日新聞』の場合, 創刊号一面の「引札値段附」と題する自社広告により, 「十日以下 一字一分 十日以上 同八厘 一月以上 同五厘 三月以下ハ右の割合より猶下直に致」(横浜活版

10 『横浜毎日新聞』が創刊される以前にも「官」が「民」による新聞発行を支援した可能性はある。すなわち, 慶應4年(1868)8月から明治2年(1869)6月にかけて, 致遠閣が長崎府において発行していた日本最初の地方新聞『崎陽雑報』である。ただし同紙は, 第1号の題言に「我局此節当府君ノ均旨ニ依リ新聞ヲ得ル」とあり, また発行所の「致遠閣は佐賀藩の学舎」であると指摘されてもいる(長崎新聞社史編纂委員会2001, 58)。そのため, 『崎陽雑報』は「民」が発行する新聞ではなく, 長崎府の機関紙であった可能性がある。

社 [1871] 1992, 1), と広告の掲載料金を明らかにした<sup>11</sup>。

明治4年(1871)5月に創刊された『新聞雑誌』は上述した『横浜毎日新聞』の2つの特色を踏襲する。すなわち、創刊は参議・木戸孝允(天保4年—明治10年〈1833—77〉)が主導するものの、同紙の発行元である日新堂は民間人の山縣篤蔵<sup>12</sup>(天保8年—明治39年〈1837—1906〉)がトップに座る。また、創刊号には、「望ニヨツテ出板スルノ事件」(日新堂1871a, 奥付)、と題する広告募集記事が広告料金とともに掲載された。

その後、木戸は創刊の呼びかけに止まらず、『新聞雑誌』の発行そのものも支援しようとする。例えば、創刊直後の6月13日(7月30日)、木戸は京都府権大参事の榎村正直(天保5年—明治29年〈1834—96〉)に、「東京之新聞西京へ流布」のため「御当地書林」に申し聞かせて、「出版毎に凡幾百冊」を仕入れると約定させてほしい(木戸孝允 [1871] 1930, 240)、と依頼して販路拡張<sup>13</sup>に一役買おうとする<sup>14</sup>。また政府も、明治5年3月27日(1872年5月4日)に、「智識進歩ノ一端」とすることを目的に、『新聞雑誌』、『日報社新聞』、『横浜毎日新聞』を「毎日或ハ二日ヲ一率」に各府県へと配布す

11 ただし、新聞広告そのものは幕末には登場しており、B.M.ペーリーが横浜で発行する『万国新聞紙』に掲載されたものがその嚆矢である。また、同紙の第5集には日本人最初の広告主である中川屋嘉兵衛の広告が掲載される。日本人が発行する新聞で最初に広告を掲載したのは、慶應4年閏4月17日(1868年6月8日)に大阪で知新館が創刊した『内外新聞』である。なお、新聞広告の歴史については、日本電報通信社(1940)、を参照のこと。

12 山縣篤蔵は、元は毛利家(長門国萩)の家臣で、毛利定弘(元徳：天保10年—明治29年〈1839—96〉)の小姓役、蔵版局(毛利家の出版事業を取り扱う部署)で勤務する。その後、明治8年(1875)からは広島県に出仕し、明治17年(1884)には図書寮御用掛にも任じられる(宮崎十三八・安岡昭男1994, 1007, 「広島県一等属山県篤蔵図書寮御用掛被命ノ件」国立公文書館所蔵, 請求番号：公03868100)。

13 木戸孝允の依頼は功を奏し、『新聞雑誌』第18号より、「売弘所」に「大坂心齋橋通 河内屋吉兵衛」、「西京東洞院三条上ル町 村上勘兵衛」、「大坂心齋橋通 河内屋喜兵衛」、「大坂心齋橋通安土町 河内屋清七」が加わる(日新堂1871b, 奥付)。

14 木戸孝允と新聞とのかかわりについては、南森茂太(2016)、を参照のこと。

る（「明治5年大蔵省達47号」）、と「官」による買い上げという方針を打ち立てるのであった。

この「官」による支援は地方での新聞発行をも可能にする。三府<sup>15</sup>と神奈川県<sup>16</sup>以外の県で新聞が創刊されるようになったのは、明治4年10月28日から11月22日（1871年12月10日—72年1月2日）にかけての府県統合により、府県の管轄区域が国や郡を単位とする一円的な領域に再編されてからである。具体的には、11月には名古屋県<sup>17</sup>で『名古屋新聞』が、12月には広島県で『日注雑記』が、金沢県<sup>18</sup>で『官許開化新聞』が創刊される<sup>19</sup>。これらの発行元はすべて、府県による販売促進、発行所などへの布達など印刷物発注、という「官」の支援を受ける。具体的には、販売促進は上述の三社すべてに<sup>20</sup>、

15 明治4年（1871年2月19日—72年2月8日）のうちに、東京府では『新聞雑誌』の他に、『官許影響新聞』（9月創刊）、『万国新聞』（10月創刊）、『日要新聞』（12月創刊）、『都鄙新聞』（12月28日創刊）が発行をはじめた。また、京都府では『京都新報』（5月創刊、6号より『京都新聞』に改題）が、大阪府では『大阪府日報』（10月28日創刊、2号より『大阪日報』に改題）が創刊されている。

16 神奈川県では、明治4年（1871）11月に、『横浜毎日新聞』を発行する横浜活版社が『金港雑報』を創刊している。

17 名古屋県は明治4年7月14日（1871年8月29日）に名古屋藩に代わって設置され、同年11月22日（1872年1月2日）に県域が尾張国春日井郡、愛知郡、葉栗郡、海東郡、海西郡、丹羽郡、中島郡に定められる（「明治4年太政官第614（布）」）。なお、名古屋県は明治5年4月2日（1872年5月8日）に愛知県に名を改めた（「明治5年太政官第108号（布）」）。

18 金沢県は明治4年7月14日（1871年8月29日）に金沢藩に代わって設置され、同年11月20日（12月31日）に県域が加賀国一國に定められる（「明治4年太政官第608（布）」）。なお、金沢県は明治5年2月2日（1872年3月10日）に石川県に名を改めた（「明治5年太政官第31号（布）」）。

19 「明治新聞年表」によれば、明治4年（1871）11月に『新潟新聞』が創刊されており（宮武骸骨1928, 606）、また同月に同紙が発行を許可されたことは『明治史要 付録概評』からも確認できる（修史局1876, 61）。ただし、現時点では同紙の現存は確認されておらず、その詳細は不明である。

20 名古屋県令の井関盛良は、明治4年（1872）12月に、『名古屋新聞』を「発売コトニ必一区一村一冊子ヲ求」めるようにと通達している（「明治4年名古屋県達無

印刷物の発注は『名古屋新聞』を発行する文明社と『官許開化新聞』を発行する金沢県新聞社に対しておこなわれた<sup>21)</sup>。

明治5年(1872年2月9日—12月31日)になると、地方での新聞創刊はさらに活気づき、東京府以外の2府18県で25紙が創刊されている。また、同年よりも前に新聞が創刊されたのは人口が40万人以上の府県であったが<sup>22)</sup>、「官」が新聞発行を積極的に支援するようになったこともあり、人口が比較的少ない県でも新聞の発行がはじまっている。すなわち、人口30万人以上40万人未満の20県のうち5県で、20万人以上30万人未満の9県のうち1県で、20万人未満の4県のうち1県で新聞が創刊された(表3参照)。

### 3. 『神戸港新聞』の沿革

神戸開港からわずか3日後の慶應3年12月10日(1868年1月4日)、A.T.ワトキンスは同地における最初の新聞であるThe Hiogo & Osaka Heraldを発刊する。その後、慶應4年4月1日(1868年4月23日)にF.ブラガがThe Hiogo Newsを、明治2年5月24日(1869年7月3日)にF.M.ウォルシュが

---

号))。また、『開化新聞』を発行する吉本次郎兵衛は、県が買い上げて、これを各区会所に30部ずつ配布するようにと願い出て、県はこれを許可している(磯部敦2006, 148)。また『日注雑記』は、「毎月出版度毎に各町村へ一揃ひづゝくばり、人々之を順覧せしむ」(熊見定次郎1908, 21)、と指摘されるため、県による買い上げがあったと考えることができる。

21 『名古屋新聞』の創刊のきっかけは、文明社の中川利兵衛(文化9年—明治15年<1812—82>)が「県庁に出入りしてゐた関係で布達摺りの利権を得、これを営業化」したこと(三浦荒—1940, 134)、と指摘される。また『開化新聞』の吉本次郎兵衛は、明治6年(1873)に活版印刷機器一式を購入して、石川県の印刷・出版を請け負うようになっている(磯部敦2006, 165—66)。

22 明治5年(1872)の府県別人口は、東京府が779千人、京都府が567千人、大阪府が531千人、神奈川県が493千人、愛知県(名古屋県)が604千人、石川県(403千人)が、広島県が919千人で、3府72県の人口の中央値は浜松県の415千人(全国39位)である(内務省戸籍寮1874)。

表 3 明治5年に創刊された地方新聞一覧

題号	創刊日	廃刊	発地	人口(千人)	編集発行人	発行所	備考
毎週新聞	1月	明治5年8月	神奈川県	493		横浜活版社	
北濃新聞	2月	明治5年5月	新潟県	635	坪井良策	新潟活版社	
大阪新聞	3月	明治8年4月	大阪府	531	寺島易堂	書籍会社	
博覧新報	3月	明治6年	京都府	567	博覧会社役員	村上勳兵衛	
広島新聞	4月	明治5年12月	広島県	919	山田十竹(編集人), 織田正次郎(発行人)	静真堂(発行所), 承流舎(本局)	
日新新聞	5月	未詳	奈良県	418	金沢昇平	金沢昇平(本局)	
神戸港新聞	5月	明治9年11月	兵庫県	199	三木善八	活版社	
額田県疆新聞	6月	明治5年10月	額田県	604	深見藤吉, 近藤巴太郎	立志社	
拔萃新聞誌	6月	明治5年10月	香川県	560	香川県小学校		別名『香川県小学校新聞誌』
三浦県新聞	6月	未詳	三浦県	392			
新潟県布達次第	7月24日	明治6年7月	新潟県		坪井良策	新潟活版社	
峡中新聞	7月	明治6年3月	山梨県	360	内藤傳右衛門	峡中会社	
撮要新聞	8月	未詳	足羽県	347	富田原精	足羽県新聞公社	
京都新報	9月26日	明治6年6月?	京都府		横村正直	村上勳兵衛	
鳥取県新報	9月29日	明治6年3月	鳥取県	386	上島謙蔵, 上島仲蔵	新報社	
滋賀新聞	10月	明治11年4月	滋賀県	305	山岡景命(編集), 薩埵文蔵(発行)	滋賀新聞社	明治11年4月より『淡海新報』
信飛新聞	10月	明治9年10月	筑摩県	551	窪田重平, 窪田畔夫, 市川重造など	知新社(本局), 青雲堂(発行所)	明治9年10月より『松本新聞』
隔日新聞	10月	未詳	京都府				『間モナク廃刊』
足柄新聞	11月	未詳	足柄県	340		共同会社	明治6年5月まで現存
茨城新報	11月	明治11年10月	茨城県	367		新報義社	明治11年10月より『茨城毎日新報』
学校新聞	11月	明治6年2月	足羽県	347	富田原精	足羽県新聞公社	『撮要新聞』の付録
三重新聞	11月	明治6年5月	三重県	414	武田禮吉	牧桑園	
和歌山新聞	11月	未詳	和歌山県	557	岩瀬嘉兵衛, 湯川直 道, 青石太兵衛	知新堂(発行), 溲開発局(印刷)	
若松新聞	11月	未詳	若松県	204			『四年十二月ニ発行許可アリ』
兵庫日々新聞	年初?	未詳	兵庫県				

【出典】内務省戸籍寮『日本全国戸籍表』内務省, 1874年・宮武骸骨「明治新聞年表」吉野作造編『明治文化全集』第17巻(新聞編), 日本評論社, 1928年・鈴木雄雅『日本初期新聞全集』別巻(索引・年表・解題集), べりかん社, 2000年・土屋礼子『日本メディア史年表』吉川弘文館, 2018年, より筆者作成。

The Hiogo Shipping List and General Advertiserを発行する。だが、これらはいずれもが外国人による英字新聞であり、日本人による邦字新聞は、多くの県と同様に兵庫県でも、廃藩置県の府県統合以前には発行されることはなかった。

兵庫県最初の日本人による邦字新聞は明治5年(1872)の初めに創刊された『兵庫日々新聞』である<sup>23</sup>。ただし、同紙は現存を確認できないことなどから、短期間のうちに廃刊されたと考えられることができる。そのため、明治4年11月20日(1871年12月31日)に兵庫県令に任命され、同地へと赴任してきた神田孝平は、「神戸の地に邦字新聞が一紙もなく東京、京都の新聞を読んでいる有様を見」ることになる(朝日新聞社社史編修室1959, 70)。このことを神田は「残念に思い、地元の有志を説き奨励金を出し」たことで(同上, 70)、明治5年(1872)5月には『神戸港新聞』が創刊された<sup>24</sup>。

京都大学経済学部上野文庫運営委員会は『神戸港新聞』の発行元を、「神戸港新聞社」(京都大学経済学部上野文庫運営委員会1961, 273)、とする。また、関徳(嘉永4年—大正11年〈1851—1922〉)は明治7年(1874)10月ごろのこととして、「神戸ニ出で神戸新聞社ニ入り編輯を担当す」(関徳「余の経歴」)、と回顧している。だが、京都大学経済学部図書室上野文庫<sup>25</sup>が所蔵する明治6年(1873)発行の第58号(2月5日)から第94号(5月29日)、および、日本新聞博物館が所蔵する同年発行の第96号(6月4日)には発行元が明記されていない<sup>26</sup>。また、4月12日発行の第79号、5月3日発行の第

23 『兵庫日々新聞』が准刻されたことは「文部省報告図書寮調書」をもとに作成された「新聞紙表」から確認できる(修史局[1876]1966, 62)。また宮武骸骨は同紙について、「此年[明治5年]初メ創刊カ」(宮武骸骨1928, 608)、と述べている。

24 土屋礼子によれば、活版社の経営には、後の報知新聞の社主となる三木善八(安政3年—昭和6年〈1857—1931〉)が経営に加わっている(土屋礼子2018, 18)。

25 ただし、京都大学経済学部図書室上野文庫が所蔵する明治6年(1873)発行の『神戸港新聞』は、第58号から94号までのうち、第61, 62, 65, 69, 70, 73, 76, 77, 83, 84, 87, 89号を欠いている。

26 明治6年10月19日の「新聞紙発行条目」で、「毎号印行ノ年月日印行ノ地名編輯

86号、5月10日発行の第88号の休業日告知には、「当社休暇候事 活版社」とあるため、当初の発行元は活版社であったと断じることができる。

活版社が発行した『神戸港新聞』は明治6年（1873）発行分が上述の通りに現存している。判型はすべて縦34.7cm、横25.5cm、紙面は4面建て、印字には活字が用いられる。紙面レイアウトは、第1面の場合、最上部に横文字で題字が、その右肩に「官許」の朱印が押され、その下に号数と発行年が「第〇〇号 明治六年」と置かれ、さらに三段組みで記事が掲載される。以降の面のレイアウトは、題字、号数と発行年は記載されず、第2面はすべての号で三段組み、第3面は第90号までが二段組み、第91号以降が三段組み、第4面はすべての号で二段組みであった。

紙面構成は次の通りである。第1面は、一段目の冒頭に日付・華氏温度・西暦年が、続いて「碇泊船数」が配置され、以下はすべての段に商業広告が掲載される<sup>27</sup>。第2面は、商業広告により紙面が占有されている<sup>28</sup>。第3面は、政府や官庁、兵庫県、兵庫裁判所、神戸税関などの「官」が発する情報、投書や寄稿、自社による報道や論説、他紙からの転載記事といった多様な記事が掲載される<sup>29</sup>。そして、第4面は<sup>30</sup>、「官」が発する情報が掲載されなかつ

---

者印刷者ノ苗字名及号数ヲ記スヘシ」（「明治6年太政官第352号（布）」）、と定められるまでは、これらの情報を明記しない新聞が多くあった。

27 例外は第58号と第59号である。前者は一段目に日付・華氏温度・西暦年が、次に郵便蒸気汽船会社による広告、二段目に「碇泊船数」、「兵庫相庭」、「洋銀相庭」、三段目にリキテル商会とカネセの広告を配置する。また後者は、一段目と三段目は前者と同様ではあるが、二段目に「碇泊船数」、椎名藤吉による広告、「洋銀相庭」、「明日休版」の自社広告を掲載した。

28 例外は第81号、82号、85号、86号、88号、90号で「邏卒屯所」から拾得物の告知を掲した。

29 例外は第58号と第59号で、両者ともに居留地における取引情報が記載される。また、後者は「兵庫相庭」とスコット商会による広告も掲載した。

30 なお、第4面にも商業広告が掲載されることがある。具体的には、第63号に月下亭、第66、67、68、72号に壽み嘉、第71号にたま川、第75号に為替会社、第79号に白木栄蔵、第92、93、94号にはスコット商会の広告を掲載した。

た以外は、前面と同様の紙面構成である。また、第60号以降は「兵庫相庭」、  
 「洋銀相庭」、居留地における取引情報が、第81号以降は神戸税関の日々の  
 収税額、輸出入品の種類と取引数量が記載されるようになった。

このように明治6年（1873）発行の『神戸港新聞』は紙面の大部分を商業  
 広告が占めている。現存する全26号を調査したところ、表4のように、記事  
 総数は630件で、商業広告はその59.5%を占めている。これに「官」が発す  
 情報の13.0%、市況の12.1%が続いた。

表4 活版社時代の『神戸港新聞』の記事（種類別）

種類	件数	割合
商業広告	375	59.5%
「官」からの情報	82	13.0%
市況	76	12.1%
投書	41	6.5%
自社による報道	21	3.3%
他紙からの転載	18	2.9%
論説	7	1.1%
自社広告	6	1.0%
建議書など	4	0.6%

【出典】活版社『神戸港新聞』第58号から第96号より筆者作成。

注：ただし、第61, 62, 65, 69, 70, 73, 76, 77, 83, 84, 87, 89, 95号を欠く。

『神戸港新聞』の紙面の大部分を商業広告が占有したのは、購読料のみで  
 はその発行を継続することが困難であったからである。というのは、明治5  
 年（1872）の兵庫県の人口は75府県中73位の199千人で、同時期までに新聞  
 が創刊された府県のなかでは最も少なく、購読者の獲得が難しい状況に置か  
 れていたからである。活版社の自立経営が困難であることは、創刊を促した  
 神田ももちろん理解する。そのため、県令としては「奨励金」を与え、「県  
 庁関係の印刷をも担当」させるといふ支援をおこない（兵庫県史編纂委員会  
 1967, 279）、さらには私人としても「毎月のように私財を割いて経営に投」  
 じている（朝日新聞社社史編修室1959, 77）。それでもなお同社の経営は苦

しく、広告料収入に活路を見出そうとし、その結果、紙面の大部分を商業広告が占有し、さらにはこれらを第1面、第2面に配置したと考えることができる。

だが、この紙面構成は活版社の経営をさらに悪化させる一因となる。前節でみたように、明治5年3月27日(1872年5月4日)に政府は東京や横浜で発行される新聞を買い上げ、これらを府県へと配布することを決定していたが<sup>31</sup>、配布された新聞は新聞縦覧所<sup>32</sup>などで閲覧されるようになる。そして、これらを目にした人びとは、自社による報道や論説が充実している東京や横浜で発行される新聞と、商業広告が紙面の大半を占める『神戸港新聞』とを比較し、後者への購買意欲を失っていったと考えることができる。結局、活版社は茂中貞次(天保11年—没年不詳〈1840—????〉)に「買収」され(関徳「余の経歴」)、これにより『神戸港新聞』の発行元は新聞社へと変わった<sup>33</sup>。

新聞社が発行した『神戸港新聞』は尼崎市立歴史博物館が明治8年(1875)6月29日発行の第33号を、神戸市立中央図書館<sup>34</sup>が同年9月8日発行の第58号から9月22日発行の第69号、および明治9年(1876)3月30日発行の第221号から4月10日発行の第228号を所蔵している。現存する活版社による『神戸港新聞』の最終号は明治6年(1873)6月4日発行の第96号であるため、発行号数は発行元が活版社から新聞社に代わってから新たに付け直されている。また、明治8年6月30日から9月7日までの日曜日を除いた60日間で計25号が発行されているという当初のペース、関が『神戸港新聞』にかかわっ

31 「〔明治〕五年三月以降『日新真事誌』『郵便報知新聞』『公文通誌』といった有力新聞が創刊されたので、この三紙が新たに対象」となり(佐々木隆1999, 46—47)、政府が買い上げる新聞は明治7年(1874)3月の時点で6紙となった。

32 新聞縦覧所については、稲田雅洋(2000)、を参照のこと。

33 明治8年(1875)6月29日発行の『神戸港新聞』は第33号には、「本局 神戸市北長狭通五丁目 県庁前 新聞社」と発行元情報が記載されている。

34 ただし、神戸市立中央図書館が所蔵する『神戸港新聞』は、明治8年(1875)発行の第61号、明治9年(1876)発行の第225号を欠いている。

たのは茂中の買収よりも前の明治7年(1874)10月であったこと<sup>35</sup>、茂中の来神が同じく明治7年10月であったこと<sup>36</sup>、などから考えて、茂中による活版社の買収は明治8年初めごろであったと推測できる。

茂中は買収後に『神戸港新聞』の「一大改革」を実施する(関徳「余の経歴」)。活版社時代と変化があったのは次の点である。第1は日刊化の達成である。活版社時代にあつては、明治6年(1873)2月5日から6月4日までの日曜日を除いた103日間で計39号が発行され、発行ペースは2,3日に1度であった。他方で、新聞社時代には、明治8年(1875)9月8日の第58号発行以降、日曜日と祭日<sup>37</sup>を除いて、欠かすことなく発行されるようになった。

第2は紙面レイアウトで、判型、題字、段組みが変化している。活版社時代の判型は縦34.7cm、横25.5cmであったが、新聞社時代になると、明治8年(1875)6月29日発行の第33号は縦47.0cm、横31.5cmに、9月8日発行の第58号以降は縦31.2cm、横24.0cmと変化する。また題字は、活版社時代は第1面の最上段に横書きで「神戸港新聞」と印字され、その右肩に「官許」の朱印が押されていたが、第33号は最上段に横書きで「官許 神戸港新聞」とすべて印字され、また第58号以降は「官許」の押印、印字はなくなり、題字が紙面の右に縦書きで配置されるようになる。題字に用いられる活字もまた、活版社時代、第33号、第58号以降との3バージョンが存在する。段組み

35 関徳は、「神戸新聞社ニ入り編輯を担当する。是余の新聞ニ従事せる始ニして、蓋同〔明治7〕年十月頃なり」、「此新聞社ハ茂中貞次氏の手ニ買収せられ……中略……余も亦引続き其編輯に従事す」(関徳「余の経歴」)、と述懐している。

36 茂中貞次の実弟である宇田川文海は、「〔茂中は〕七年の十月に、兵庫県神戸に出、県庁の最寄に活版所を開き、県庁及び其他の印刷の注文に応じ、傍ら神戸港新聞を発行した」(宇田川文海1925, 14)、と述べる。

37 明治8年(1875)9月18日発行の第67号は9月20日を「生田神社祭礼」のために、同9年(1875)4月1日発行の第223号は4月3日を「神武天皇御祭日」のために、また4月6日発行の第226号は4月7日を「生田神社祭礼」のために休刊すると報じている。

も同様で、活版社時代は紙面により二段組みと三段組みで、新聞社時代になると、第33号は第1面のみが題字が置かれたために三段組みで、以下は第4面まですべて四段組み、第58号以降は全4面が3段組みとなった。

第3は紙面構成である。活版社時代には商業広告が紙面の59.5%を占め、第1面と第2面とに置かれていたが、新聞社時代には商業広告の比率は記事全体の34.6%に低下し、掲載面も原則としては第4面のみになる<sup>38</sup>。他方、活版社時代は4.0%に過ぎなかった自社による報道は、新聞社時代になると29.9%にまで上昇する。この他にも、活版社時代は毎号掲載されていた「洋銀相庭」, 「兵庫相庭」, 居留地における取引情報といった市況にかんする記事は、新聞社時代には姿を消した(表5参照)。

表5 新聞社時代の『神戸港新聞』の記事(種類別)

種類	件数	割合
商業広告	123	34.4%
自社による報道	107	29.9%
「官」からの情報	70	19.6%
投書・寄稿など	31	8.7%
他紙からの転載	19	5.3%
自社広告	4	1.1%
論説	3	0.8%
個人広告	1	0.3%

【出典】新聞社『神戸港新聞』第33号、第58から第69号、第221号から第228号より筆者作成。

注：ただし、第69号、第225号を欠く。

第4は文体である。活版社時代にあっては、例えば、「主の指揮にて古井を埋むるに、井の環りを畳める瓦を取収む」(『神戸港新聞』第58号：明治6年2月5日)、というように文語体が用いられる。この文語体は、新聞社時

38 例外は明治8年(1875)9月8日発行の第58号と9月22日発行の第69号で、前者は第3面の末尾に浪花国風社の、後者も同じ個所にアトランチック会社の商業広告を掲載する。

代にあっても、第33号では用いられている。だが、第58号以降の自社による報道記事である「雑報」では、例えば、「世上の噂もあてにならぬが却てよろしいかもしれませぬ」（同上新聞、第58号：明治8年9月8日）、というように口語体が用いられるようになり、またルビのフリガナも付けられるようになった。

以上のような変化のうち、紙面構成や文体の変化は、購読者数の増加を目指すためのものと考えられる。この経営方針は新聞社が大阪に「売捌所」を設けたことから窺い知ることができる<sup>39</sup>。だが、神田による県令としての、私人としての支援は継続しており、この支援がなければ同社もまた『神戸港新聞』を発行することは困難であった。実際、神田の次に兵庫権令に就任した森岡昌純（天保4年—明治31年〈1833—98〉）が、「着任すると間もなく『神戸港新聞』に対する県の奨励金を打ち切ったことで、新聞社は「致命的な打撃」をうける（朝日新聞社社史編修室1959, 78）。その結果、同紙は明治9年（1876）11月に廃刊されることとなった（新修神戸市史編集委員会1994, 176）。

#### 4. 活版社時代の『神戸港新聞』の投書

表4で見たように、活版社時代の『神戸港新聞』の記事は、商業広告、「官」からの情報、市況が8割以上を占め、自社による報道(3.3%)や論説(1.1%)の割合は極めて少ない。そのため、この点のみを強調するのであれば、同紙

39 明治8年（1875）6月29日発行の第33号から9月22日発行の第69号までには、「大阪北浜三丁目二十一番地 売捌所 齋藤源藏」、明治9年（1876）3月30日発行の第221号から4月10日発行の第228号までには、「売捌所」のひとつに「大阪博労町四町目心齋橋通東入ル三十八番地 浪花新聞社」と記載されている。なお、この『浪花新聞』は明治8年（1875）12月10日に創刊され、この発行者には新聞社時代の『神戸港新聞』の編集長であった赤荻文平、記者であった宇田川文海が名を連ね、社長の茂中貞次も協力している（宇田川文海1925, 18—20）。

表6 活版社時代の『神戸港新聞』の投書一覧

号数	日付	執筆者	内容
第59号	2/8(土)	匿名	兵庫と神戸における街路灯の設置状況
		匿名	散髪について
第63号	2/21(金)	匿名	海岸への尿糞の不法投棄
		匿名	大阪築港について
		廃廓愚夫	散髪しようとしなない力士への批判
第66号	3/4(火)	格物堂主人	「摂州西宮火坭新産記」
		匿名	散発させようとする区長の取り組み
		匿名	「新銭ヲ铸造」するための寺院釣鐘の利用
		匿名	糞尿の臭気
第67号	3/6(木)	匿名	官宅の表札
		貿易商人	「頭取行事」による貿易商の積立金の不正使用
第68号	3/8(土)	匿名	遺失物を発見した邏卒への感謝
		格物堂主人	「花屋敷取開ノ説」
		匿名	兵庫と神戸における牛肉商の開業状況
第71号	3/18(火)	匿名	夫の介抱のために男湯に入った妻への裁判所の申渡
		匿名	邏卒を騙る詐欺
		匿名	賄賂を要求する戸長
		匿名	「開花説」
第72号	3/20(木)	隠逸独言	理想的な人間の間際
		匿名	旧歴による諸行事をおこなう人びとへの批判
		匿名	神戸兵庫の散発の状況
第74号	3/26(水)	貧生	インフラ整備への関心の低さへの批判
		匿名	住民主導により湊川付替を挙行すべきこと
第75号	3/29(土)	匿名	キリスト教解禁を明確にすべきこと
		匿名	「蔽膝有名違実の説」
		匿名	七官社祭礼時の礼服用について
第78号	4/10(木)	イラヌ世話人私母山樵	解放令後も残る差別への批判
		匿名	兵庫第十小学校での夜講への批判
第80号	4/15(火)	匿名	無銭飲食について
第81号	4/17(木)	土岐行蔵	兵庫第十小学校夜講についての第78号投書への反論
第82号	4/21(月)	大橋貞一	兵庫第十小学校夜講についての第78号投書への反論
		匿名	汚損紙幣の取り扱い、「墨付一分」への批判
第85号	4/29(火)	匿名	過失で盗品を仕入れ、売却した際の処分への疑問
		匿名	新聞への投書のありかたについて
第86号	5/3(土)	匿名	第81号、大橋貞一投書への反論
第88号	5/10(土)	匿名	洋風社について
第93号	5/26(月)	匿名	商家における外国語教育について
第94号	5/29(木)	匿名	洋風社について
		匿名	医師・ベレーによる「施療院」について
第96号	6/4(水)	匿名	神戸の風景について
		兵庫何某	墓地での餅蒔き

【出典】活版社『神戸港新聞』第58号から第96号より筆者作成。

注：ただし、第61、62、65、69、70、73、76、77、83、84、87、89、95号を欠く。

の論調は極めて把握しにくいものであったと捉えることができる。他方、記事の件数順の第4位は投書で、これが記事全体に占める割合は6.5%であり、活版社は読者の意見を積極的に掲載しようとしていたと考えることができる。

活版社が『神戸港新聞』に掲載した投書は表6のとおりである。この中には、例えば、第78号で匿名投書<sup>40</sup>が兵庫第十小学校で「夜講」が開催されなかったことを批判すると、これに対して第80号で土岐行蔵<sup>41</sup>（生没年不詳，学校掛）が、第81号で大橋貞一<sup>42</sup>（生没年不詳，兵庫第十小学校）が反論を試み、さらに第85号で匿名投書<sup>43</sup>が大橋に再反論する、といった読者間での論争に発展することもある。だが、この論争は例外であり、投書の内容を見ていくと、次の3つの内容の投書を活版社は積極的に掲載している。

第1は、「区」の責任者である「区長」、「町」・「村」の責任者である「戸長」が職責を果たしていないことを非難する投書である。例えば、第59号の匿名投書は、神戸での街路灯設置が兵庫より遅れている「責」は「区長」に

---

40 匿名の投書は、明治6年（1873）3月28日に「夜講」が開催されなかったことを次のように批判する。兵庫第十小学校では「三八の日」に「夜講」が開かれるが、聴衆が少ないことを講師が憂いて、3月28日には「桜田騒動並伏見戦争の事件」を口述すると告知したところ、普段よりも多くの人びとが集まった。だが、午後10時になっても「講談」は始まりず、結局、参集した人びとは帰っていった。「夜講」は「固陋頑愚の者」を「文化」するためのものであるはずだが、このような「欺偽」があると、「開化を妨げ、生徒の進歩を害する」こととなる（『神戸港新聞』第78号：明治6年4月10日）。

41 土岐行蔵は、明治6年（1873）3月28日に兵庫第十小学校では「夜講」が開催されており、「第七十八号新聞紙中兵庫第十番小学夜講之事ニ付云々投書」は「詐言」であると反論した（『神戸港新聞』第80号：明治6年4月15日）。

42 大橋貞一は、「桜田伏見云々ノ告文」は、人びとの「夜講」への関心を高めようとするために、梅中周平という老人が独自の判断で告知したものであると述べた（『神戸港新聞』第81号：明治6年4月17日）。

43 匿名の投書は、大橋貞一による投書は梅中周平に「無実ノ罪ヲ負ハセ、其恥ヲ各国ニ晒す」ものであると言う（『神戸港新聞』第85号：明治6年4月29日）。

あると言い（『神戸港新聞』第59号：明治6年2月21日）、また第74号の匿名投書は、大阪府での「大港築造ノ挙」に果たした「区長及富商」の貢献を称える一方で、兵庫県では「湊川移転スルノ建策」を「区長」などが提出しないことを嘆く（同上新聞、第74号：明治6年3月26日）。この2つは「区長」の社会インフラ整備への取り組みが不十分であることを指摘するものであるが、これら以外の投書は彼らの「開化」政策への取り組み不足を問題視する。すなわち、第66号の匿名投書と第72号の匿名投書は兵庫県内で「散髪」が進んでいないことを<sup>44</sup>、第68号の匿名投書は神戸で牛肉販売店が開業されていないことを<sup>45</sup>、第75号の匿名投書は神社の祭礼参加者が洋装ではないことを<sup>46</sup>、彼らの取り組み不足として挙げる。この他にも第67号の「貿易商人」による筆名投書、第71号の匿名投書は「戸長」の不正を批判した<sup>47</sup>。

44 第66号の匿名投書は、京都府紀伊郡第四区区長である安田源左衛門が、管下の人びとをあらゆる手段で説得したことにより、「区内一時ニ斬髪」となったことを紹介する。他方で、兵庫県は「頑固ノ風習」が残っており、その「責」は「区戸長ニ有リ」と断じる（『神戸港新聞』第66号：明治6年3月4日）。また、第72号の匿名投書は、兵庫県下で「斬髪人」が少ないのは「愚長副愚長ノ支配下ナレハナリ」と論じた（同上新聞、第72号：明治6年3月20日）。

45 第68号の匿名投書は、「第一戸長森本某」が「牛肉商社」の開店申請を拒否したことを批判する（『神戸港新聞』第68号：明治6年3月8日）。

46 第75号の匿名投書は、「生田社和田社七宮社ノ祭礼」には洋装で参列する必要があると主張し、現在、人びとが「田舎臭キ襦袢」や「野夫ノ羽織」を着用しているのは「区戸長ノ働キ振ニイクヂナキユヘ」と指摘した（『神戸港新聞』第75号：明治6年3月29日）。

47 第67号の「貿易商人」による筆名投書は、「正副戸長」による「民費」の使用について、次のように注意を促す。開港以来、貿易商が積み立ててきた「株金」や「積金」を、「頭取行事」は私的に流用している。この「頭取行事」は「正副戸長ノ歴々ノ方モ交リ」があるため、「殿方」は「区内」の「集金」も注意して支払う必要がある（『神戸港新聞』第67号：明治6年3月6日）、と。また、第71号の匿名投書は、盗難にあった「貧民」が被害を「戸長」へと届け出たときに、「戸長」より用途不明の「金一朱」を要求されたことを紹介した（同上新聞、第71号：明治6年3月18日）。

第2は、兵庫県における「開化」の遅れ、特に「散髪」しようとしなない人びとを問題視する投書である。上述した第66号、第72号の投書の他にも、第63号の「廃廓愚夫」による筆名投書は、ある力士が「過日皇帝当港へ臨幸成玉ふ節」に「御用」を務めたことで「断髪ニ及バす」との許しを得たと「巧言浮評」していることを、「開化ニ悖る愚味の所為」と非難する（同上新聞、第63号：明治6年2月21日）。また、第59号と第86号の投書は、「散髪」が進まない原因を明らかにしようとする。すなわち、前者は、「未だ断らざる者」が「三四分」いることを原因に挙げ、この解決には「斬らざる者」への「御<sup>(ママ)</sup>所分」が必要であると言い（同上新聞、第59号：明治6年2月8日）、また後者は、『神戸港新聞』が髪摘所の洋風社の「定価等」を毎号のように報道するために<sup>48</sup>、「斬髪」が進まないと述べた（同上新聞、第86号：明治6年5月3日）。

第3は、兵庫県における社会インフラ整備の遅れを問題視する投書である。上述した第59号と第74号では、整備の遅れを「区長」の責任とするが、第63号と第72号の投書は、主として日本人の貿易商たちの責任を問う。すなわち、第63号の匿名投書は大阪府の新港建設計画を次のように危機感を抱く。大阪府では新港建設が始まろうとしており<sup>49</sup>、これが完工すれば、同港

---

48 『神戸港新聞』が洋風社について報道しているというのは投稿者の誤認であり、実際に紙上に掲載されていたのは同社の広告である。そのため、この匿名投書の直後に活版社は、「洋風社云々杯掲くるものハ所謂引札と唱ふるものにして、其乞ふ者より紙上幾箇日の間入値幾金を約して記載するの法則なれば、数月或ハ期年に垂るコトもあるなり」（『神戸港新聞』第86号：明治6年5月3日）、との説明を付記している。

49 大阪府では、明治5年4月24日（1872年5月30日）に、権府知事の渡邊昇（天保9年—大正2年〈1838—1913〉）が海港の便利を起す必要があったことを説論したことを契機のひとつとして、大阪築港の機運が高まる。この計画は築港の場所、方法は府が決定し、工事完成までは府が取り仕切る。他方で、資金は有志の寄付金で賄うため、寄付をとりまとめる開港社は、代償として完成後25年間の外国船以外の入港税、近隣の官林や不要の旧藩城郭の石類などを下賜されると決定する。だが、思うように寄付が集まらず、他方で建設費が多額になることがのちに判明した

は「四方運輸ノ便利ヲ得」ることになり、大阪府は今よりも繁栄する。他方、現在の神戸港には多くの貿易商が集い、「日用物価家賃等」が高騰しているが、大阪と神戸との将来の景況はどのようなかわからない（同上新聞、第63号：明治6年2月21日）。また、第72号の「貧生」による筆名投書もまた大阪府との比較により、兵庫県のインフラ整備への関心の低さを非難する。この投書によれば、大阪府より「小学校建営ノ令」が下されると、「富民」は争うように献金し、さらに「其風漸々下ニ及」び、建設費寄付のために道頓堀劇場で歌舞伎興行が、この他にも相撲興業が開催されているそうである。他方、神戸においても「富家」はあるものの、大阪府とは異なり、「飽食暖衣逸居スルヲ専ラニ心掛」けており、その「風俗」は「禽獸ニモ劣」る（同上新聞、第72号：明治6年3月20日）。

以上のような特徴がある活版社が積極的に掲載した投書の内容は、原則として兵庫県、さらに言うならば県令・神田孝平の施政方針や県政の構想に沿うものである。例えば、兵庫県は、明治5年(1872)6月から7月にかけて、県下の「区長」制度や「戸長」制度を改革し、公選制を採用している<sup>50</sup>。「断髮」についても同様で県は、明治6年(1873)1月6日に、「神戸兵庫両港ノ男子」に1月25日までに必ず「断髮」すること（「兵庫県達：号数不明」

---

ために、計画は中止となる。詳細については、新修大阪市史編纂委員会(1991)、を参照のこと。

50 神田孝平が県令であったときの兵庫県は、明治5年(1872)6月に、①従前の「荘屋」、「名主」、「年寄」を全て罷免して、「荘屋」と「名主」は「戸長」に、「年寄」は「副戸長」に改めて任命する、②戸籍編製のための「区」の「戸長」は「年番」により「区」の「総括」を担当する、③既に任じられている「戸長」は「何番区年番戸長」と呼び、来年正月には交代する（「明治5年兵庫県達第105号」）、などと通達し、この後より各行政単位の吏員制度改革を本格化する。具体的には、同月中には、「市在役人」の「入札」による選出の制度化（「明治5年兵庫県達第110号」）、県中心域の区画の再編とこれに伴う吏員制度改革（「兵庫県史 政治之部 戸口 明治元一五年」）、7月には県下全域の「区長」・「戸長」制度の整備を実施する（同上史料）。詳細については、南森茂太(2012)、を参照のこと。

明治6年1月6日)、2月22日に、「早々散髪いたし候者」への「誹謗」や、「散髪ニ志し者」への「無様之流言悪説」を禁止することを通達している(「兵庫県達：号数不明」明治6年2月22日)。

他方、活版社がしばしば投書で取り上げた社会インフラ整備は、兵庫県はこれを促進するための規定などをこの時点では通達してはない<sup>51</sup>。また、投書はその取り組み不足を指摘するものの、実際には、明治5年(1872)9月に猪名川上流の船路整備、同年11月に菟原郡新生田川から脇浜村橋本までの道路拡幅、翌6年(1873)3月には同郡脇浜村橋本から打出村までの道路拡幅、6月には武庫郡下の7ヶ村より道路拡幅が地域住民より献策される。また、同6年1月に、宇治川の板橋を石橋に架け替えようとした際、三井組が営繕費用として300円を寄付することを申し出ている。にもかかわらず、活版社が社会インフラ整備についての投書を掲載したのは、神田が「民」の主導によるこの整備を理想としていたからであり、特に道路の整備を最重要課題のひとつと考えていたからであった<sup>52</sup>。

## 5. むすび

朝日新聞社史編修室は、神田孝平が『神戸港新聞』の発行を支援した理

---

51 兵庫県が「区」や「町」・「村」を社会インフラ整備の担い手と明確に位置づけたのは明治6年(1873)11月26日以降である。すなわち、同日に兵庫県は「民会議事章程略」を通達し、「町」・「村」の議決機関である「町村会」で「議定」すべきことに、「小学校の事」、「町村内水利の事」、「同〔町村内〕道路橋梁の事」(「明治6年兵庫県達第476号」)、を挙げる。また、翌7年(1874)5月8日に県は「民会議事章程略」に「第三章区会の法」を追加し、「区会」で議決すべきこととして、「病院の事」、「水利の事」、「道路橋梁の事」(「明治7年兵庫県達第194号」)、を提示した。

52 神田孝平は兵庫県令を退任する際に、「道路修築ハ人民の世上へ対せる義務の最も重き者の一なり、故に之を督促するも亦他事に比すれハ一層の嚴を加へ」た(神田孝平「従前兵庫県事務引続演説」)、と回顧した。

由を、「第一に民間の世論をよび起こし、第二に牧民官としての自分の立場を率直に発表し、世論の批判を受けてみよう思っていた」から（朝日新聞社社史編修室1959, 70）、と説明する。確かに活版社は『神戸港新聞』に「区長」や「戸長」、「開化」、インフラ整備を問題視する投書を掲載しているため、同紙は兵庫県や神田に「世論の批判」を媒介する役割を果たしていたかのように見える。だが、投書の内容は兵庫県の施政を問題視することはなく、大部分が県令・神田の考えに沿っているため、『神戸港新聞』の編集方針には神田が大きく影響を与えていたと捉えることができる。つまり、活版社時代の『神戸港新聞』は、神田と「民」との双方向のコミュニケーション・ツールというよりは、むしろ神田から「民」への一方向のコミュニケーション・ツールであった。

このコミュニケーション・ツールが神田の構想を実現する一助となったのかを確定することは困難がある。また、「散髪」は県下の人びとに受け入れられるまでに時間を要しているため、『神戸港新聞』の投書の直接的な影響は少ないと考えることができる<sup>53</sup>。他方で、「区長」や「戸長」、社会インフラ整備は、投書が世論に影響を与えた可能性は少なからずある。例えば前者について神田は、「入札」による「区長」や「戸長」の選出を始めた当時は、「蒙昧無事の者」が選ばれ、「事務逗滞の弊」もあったが、徐々に「人民」が「入札法」に習熟していき、「其任に当る者」が選出されるようになった（神田孝平「従前兵庫県事務引続演説」）、と振り返る。また後者についても直後より活発になり、明治6年（1873）9月には有馬郡三田<sup>さんだ</sup>と豊岡県多紀郡

53 例えば、神田県令時代に第二区区長を務めた神田兵右衛門（天保12年—大正10年〈1841—1921〉）は、県令は「土地で物の解った年寄連」を「範」としようとし、30名の「兵庫神戸の古老」を県庁へ招集するも、県庁に着くまでに13名、県庁についてからも7名が「散髪」を拒んで、逃げ帰った（神田兵右衛門1918）、と回顧している。また、吉井良秀（嘉永6年—昭和14年〈1853—1939〉）は、「中流以上壮年輩は競ふてチョン髻は捨てた」が、自身の場合は「父が許し玉はず、数月の後漸許可を得た」（吉井良秀1928, 187）、と述べている。

篠山とを結ぶ通船、11月には有馬郡三田と兵庫・神戸とを結ぶ三田往還の整備が「民」により計画され、双方ともに翌年に着工している。この他にも、着工には至らなかったものの、武庫川中流域を開削することで三田と大阪湾との通船計画も浮上する<sup>54</sup>。つまり、どのような人物を「区長」や「戸長」に選出すべきか、選出された「区長」や「戸長」はどのような職責を負うべきか、その職責のひとつに社会インフラ整備があり、これを地域と一体となって推進すべきである、という神田の考えは徐々に県下へと浸透していった。そのことがあってか、新聞社時代になると、「区長」や「戸長」、社会インフラ整備についての投書は『神戸港新聞』から姿を消した<sup>55</sup>。

もちろん、神田は自らの考えを直接伝えることも可能である。実際、彼は「区長」を月に複数回にわたって県庁へと招集しており<sup>56</sup>、三田往還を整備する際には自らが「沿道村々」に道路の重要性を「説諭」している（神田孝平「内務卿大久保利通宛上申書」明治7年6月18日）。この他にも、「散髪」を推進する際には、県庁に招集した「兵庫神戸の古老」の前で自らの髻を切ってもいる（神田兵右衛門1918）。にもかかわらず、神田が『神戸港新聞』を「民」へのコミュニケーション・ツールとして用いたのは、限られた人物に直接伝えるよりも、新聞を用いた方が自らの考えをより普及できると考えていたからであった<sup>57</sup>。

---

54 神田孝平が県令を務めていた当時の武庫川通船計画の詳細は、南森茂太（2017）、を参照のこと。

55 他方、新聞社時代の『神戸港新聞』第223号に小野有義（生没年不詳）による「散髪」に言及した投書が掲載される。

56 武井伊右衛門（弘化2年—大正6年〈1845—1917〉）は、第三区区長を務めていた父の代理として、月に5回から8回程度、県庁へと出頭し、神田孝平に公務の指揮などをこっていた（新修神戸市史編集委員会1994、163）、と回想している。

57 神田孝平は慶應4年（1868）に江戸で発行されていた『中外新聞』、『中外新聞外編』、『遠近新聞』に自らの論文を公開しており、新聞が自らの考えを普及するためには有効な手段であることを古くから気づいていたと考えることができる。神田と新聞との関係は、南森茂太（2016）、を参照のこと。

加えて、明治6年(1873)11月26日に兵庫県は、議決機関としての「民会」を各行政単位に設けることを通達し、その後の神田の県政は、「公論を採り、政策決定を「民会の決議に委」ねている(神田孝平「従前兵庫県事務引続演説」)。この議決機関としての「民会」の開設はもちろん神田の構想によるものではあるが、他方で「公論」が自らの考えとがかけ離れれば、自らの理想を実現することができなくなる。それゆえに、神田は自らの考えに近い投書を『神戸港新聞』に掲載させることで、自らの考えは自らだけが抱くものではないように見せかけ、自らの考えと近い「公論」を形成しようとするのであった。

#### 参考文献一覧

##### 法令など

- 慶應4年4月5日「慶應4年第217」内閣官報局『法令全書 慶應3年・明治元年』内閣官報局, 1887年: p. 84 (明治元年の部).
- 慶應4年閏4月21日「慶應4年第331」同上書: pp. 137—46 (明治元年の部).
- 慶應4年6月8日「慶應4年第451」同上書: p. 184 (明治元年の部).
- 慶應4年6月「町触」, 東京都『東京市史稿』市街編第49, 東京都, 1960年: p. 177.
- 明治2年2月8日「明治2年第135(沙)」内閣官報局編『法令全書 明治2年』内閣官報局, 1887年: p. 64.
- 明治2年7月27日「明治2年第675」同上書: pp. 281—84.
- 明治4年11月20日「明治4年太政官第608(布)」内閣官報局編『法令全書 明治4年』内閣官報局, 1888年: pp. 409—11.
- 明治4年11月22日「明治4年太政官第614(布)」同上書: pp. 414—18.
- 明治4年11月27日「明治4年太政官第623(達)」同上書: pp. 420—29.
- 明治4年12月「明治4年名古屋県達無号」『愛知県史料 制度之部 禁令2(明治10年編)』国立公文書館所蔵, 請求番号: 府県史料愛知.
- 明治5年2月2日「明治5年太政官第31号(布)」内閣官報局編『法令全書 明治5年』内閣官報局, 1889年: p. 53.
- 明治5年3月27日「明治5年大蔵省達47号」同上書: p. 554.
- 明治5年4月2日「明治5年太政官第108号(布)」同上書: p. 85.
- 明治5年6月17日「明治5年兵庫県達第105号」兵庫県公館県政資料館所蔵.
- 明治6年1月6日「明治6年兵庫県達(号数不明)」『兵庫県史 政治之部 民俗(明治元

- 7年) 国立公文書館所蔵, 請求番号: 府県史料兵庫。  
明治6年2月22日「明治6年兵庫県達(号数不明)」同上史料所収。  
明治6年5月20日「人民誘導ノ儀地方官へ勅諭」「勅語類・明治詔勅・自明治元年至同二十九年十二月・乾」国立公文書館所蔵, 請求番号: 勅00001100。  
明治6年10月19日「明治6年太政官第352号(布)」内閣官報局編『法令全書 明治6年』内閣官報局, 1889年: pp. 527—29。  
明治6年11月26日「明治6年兵庫県達第476号」兵庫県公館県政資料館所蔵。  
明治7年5月8日「明治7年兵庫県達第194号」兵庫県公館県政資料館所蔵。

### 一次資料

- 『神戸港新聞』第58号(明治6年2月5日), 第59号(2月8日), 第60号(2月13日), 第63号(2月21日), 第64号(2月25日), 第66号(3月4日), 第67号(3月6日), 第68号(3月8日), 第71号(3月18日), 第72号(3月20日), 第74号(3月26日), 第75号(3月29日), 第78号(4月10日), 第79号(4月12日), 第80号(4月15日), 第81号(4月17日), 第82号(4月21日), 第85号(4月29日), 第86号(5月2日), 第88号(5月10日), 第90号(5月17日), 第91号(5月20日), 第92号(5月23日), 第93号(5月26日), 第94号(5月29日), 活版社, 京都大学経済学研究所・経済学部図書室 上野文庫所蔵。
- . 第96号(明治6年6月4日), 活版社, 日本新聞博物館所蔵。
- . 第33号(明治8年6月29日), 新聞社, 尼崎市立歴史博物館所蔵。
- . 第58号(明治8年9月8日), 第59号(9月9日), 第60号(9月10日), 第62号(9月14日), 第63号(9月14日), 第64号(9月15日), 第65号(9月16日), 第66号(9月17日), 第67号(9月18日), 第68号(9月21日), 第69号(9月22日), 第221号(明治9年3月30日), 第222号(3月31日), 第223号(4月1日), 第224号(4月4日), 第226号(4月6日), 第227号(4月8日), 第228号(4月10日), 神戸市立中央図書館所蔵。

### 書写資料

- 神田孝平。「内務卿大久保利通宛上申書」明治7年6月18日, 「兵庫県史 政治之部 工業4(明治元—8年)」国立公文書館所蔵, 請求番号: 府県史料兵庫。
- . 「従前兵庫県事務引続演説」明治9年9月, 兵庫県公館県政資料館所蔵。
- 「広島県一等属山県篤蔵図書寮御用掛被命ノ件」明治17年12月17日, 「公文録・明治十七年・第二百四卷・明治十七年八月~十二月・官吏進退(宮内省)」国立公文書館所蔵, 請求番号: 公03868100。
- 関徳。「余の経歴」明治42年, 朝日新聞大阪本社所蔵。

### 刊行物

- 朝日新聞社社史編修室. 1959. 『上野理一伝』朝日新聞社.
- 甘利璋八. 1993. 「解説——初期の『横浜毎日新聞』——」『復刻版 横浜毎日新聞』解説・総目次1, 不二出版: pp. 3—12.
- 磯部敦. 2006. 「『開化新聞』『石川新聞』の出版史的考察——明治初期地方紙出版の一モデル——」『書物・出版と社会変容』1号, 「書物・出版と社会変容」研究会: pp. 143—71.
- 稲田雅洋. 2000. 『自由民権の文化史——新しい政治文化の誕生——』筑摩書房.
- 植松忠博. 1996. 「内務省の思想と政策——牧民官意識と社会事業を中心に——」『国民経済雑誌』174(3): pp. 1—16.
- 宇田川文海. 1925. 『喜寿記念』宇田川翁喜寿記念会.
- 遠藤哲夫. 1989. 『管子』上, 新釈漢文大系42, 明治書院.
- 大霞会. 1971. 『内務省史』第1巻, 大霞会.
- 小川和也. 2005. 「牧民官の時代——近世中後期における『牧民忠告』の展開と領主思想——」『一橋論叢』134巻4号, 日本評論社: pp. 118—38.
- 会訳社. 1868. 『中外新聞』第9号(慶應4年3月28日), 開物社.
- 神崎勝一郎. 2009. 「明治十年代中期における地方官の意識についての一考察」『法学研究——法律・政治・社会——』第82巻1号, 慶應義塾大学法学研究会: pp. 357—378.
- 木戸孝允. [1871] 1930. 「榎村正直宛書翰」明治4年6月13日, 木戸公傳記編纂所編『木戸孝允文書』第4, 日本史籍協会: pp. 238—41.
- 京都大学経済学部上野文庫運営委員会. 1961. 『上野文庫解題目録』新聞部門(2), ミネルヴァ書房.
- 熊見定次郎. 1908. 「広島に於ける新聞紙」広島尚古会「尚古」第2年11号, 広島尚古会: pp. 18—25.
- 神戸兵右衛門. 1918. 「開港当時の回顧」『神戸新聞』1918年1日1日, 神戸大学経済経営研究所, 新聞記事文庫, 港湾(3—101), 所収.
- 佐々木隆. 1999. 『メディアと権力』日本の近代14, 中央公論新社.
- 修史局. 1876. 『明治史要 附録概表』博文社.
- 新修大阪市史編纂委員会. 1991. 『新修大阪市史』第5巻, 大阪市.
- 新修神戸市史編纂委員会. 1994. 『新修神戸市史』歴史編IV(近代・現代), 神戸市.
- 鈴木雄雅. 2000. 『日本初期新聞全集』別巻(索引・年表・解題集), ペリカん社.
- 土屋礼子. 2018. 『日本メディア史年表』吉川弘文館.
- 東京都. 1960. 『東京市史稿』市街編第49, 東京都.
- 角田芳昭. 1987. 「兵庫県令神田孝平」横田健一先生古希記念会編『文化史論叢』下, 創元

- 社：pp. 900—17.
- 長崎新聞社社史編纂委員会. 2001. 『激動を伝えて一世紀——長崎新聞社史——』長崎新聞社.
- 内務省戸籍寮. 1874. 『日本全国戸籍表』内務省.
- 日新堂. 1871a. 『新聞雑誌』第1号(明治4年5月), 日新堂.
- . 1871b. 『新聞雑誌』第19号(明治4年11月), 日新堂.
- 日本電報通信社. 1940. 『日本新聞広告史』日本電報通信社.
- 奈倉哲三. 2008. 『『太政官日誌』の発刊意図とその基本的性格——「新政府」による江戸民衆意識掌握に関する基礎的研究の一環として——』『メトロポリタン史学』第4号, メトロポリタン史学会：pp. 109—40.
- 兵庫県史編纂委員会. 1967. 『兵庫県百年史』兵庫県.
- 御厨貴. 1987. 「地方制度改革と民権運動の展開」井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『日本歴史体系』4(近代I), 山川出版社：pp. 496—529.
- 三浦荒一. 1940. 『名古屋印刷史』名古屋印刷同業組合.
- 南森茂太. 2012. 「神田孝平の兵庫県政——「民會」の開設とその構想について——」『経済学論究』第65巻4号, 関西学院大学経済学部研究会：pp. 145—74.
- . 2016. 「木戸孝允と神田孝平における「官」と「民」——新聞とのかかわりと政治観とを中心に——」『経済学論究』第70巻1号, 関西学院大学経済学部研究会：pp. 65—97.
- . 2017. 「第二次兵庫県」における「地域」主導型インフラ整備事業：武庫川開削・通船計画を事例として』『日本経済思想史研究』第17号, 日本経済思想史学会：pp. 23—42.
- 宮武骸骨. 1928. 「明治新聞年表」吉野作造編『明治文化全集』第17巻(新聞編), 日本評論社：pp. 605—25.
- 宮地正人. 1994. 「維新政権論」『岩波講座 日本通史』第16巻(近代I), 岩波書店：pp. 101—39.
- 宮崎十三八・安岡昭男編『幕末維新人名事典』新人物往来社, 1994年.
- 山口順子. 2011. 『『太政官日誌』の発刊——史料による実態の考察——』『出版研究』日本出版学会, 第42号：pp. 1—21.
- 横浜活版社. [1871] 1992. 『横浜毎日新聞』第1号(明治3年12月8日), 『復刻版 横浜毎日新聞』第1巻, 不二出版.
- 吉井良秀. 1928. 『老の思ひ出 一名西宮昔噺』吉井良秀.
- 渡辺隆善. 2001. 『明治国家の形成と地方自治』吉川弘文館.

